

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

京都市規則第38号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「能率手当」の右に「及び外国勤務手当」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 外国勤務手当は、その計算期間を月の1日から末日までとし、その月の給料の支給日に支給する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(外国勤務手当)

第8条 条例第11条第4項に規定する別に定めるものは、別表第1の左欄に掲げる同条第3項に規定する外国勤務職員（以下「外国勤務職員」という。）の職務の級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定による在勤基本手当の号の適用を受ける外務公務員とする。

2 条例第11条第4項の規定により別に定める外国勤務手当の月額は、外国勤務職員を同項に規定する別に定めるものとみなした場合に法の規定により支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 条例第11条第5項第1号に規定する別に定める額は、外国勤務職員を当該外国勤務職員が勤務する地に所在する総領事館（その地に総領事館が所在していない場合にあっては、その地が属する国に所在する大使館）に勤務する外務公務員のうち、別表第2の左欄に掲げる外国勤務職員の職務の級の区分に応じ、同表の右欄に掲げる法第12条第4項の規定による住居手当の号の適用を受ける外務公務員とみなした場合に法の規定により支給される住居手当の月額（その額が同条第1項ただし書に規定する限度額に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

4 条例第11条第5項第2号に規定する別に定める額は、第2項の規定による外国勤務

手当の月額に100分の20を乗じて得た額とする。

5 条例第11条第5項第3号に規定する別に定める額は、法第15条第1項に規定する額に100分の80を乗じて得た額とする。

6 外国通貨をもって定められた外国勤務手当を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要があるときは、別に定めるところにより、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算した額を支給することができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第8条関係）

外 国 勤 務 職 員 の 職 務 の 級 の 区 分	法第10条第2項の規定による在勤基本手当の号
1 級	8号又は9号
2 級	7号
3 級	5号又は6号
4 級	4号又は5号
5 級	2号
6 級	1号又は2号
7 級	1号

備考 外国勤務職員の職務の級の区分の欄に掲げる職務の級は、条例別表第1の1行 政職給料表の適用を受ける職員が属する職務の級（他の給料表の適用を受ける職員にあっては、その職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して別に定める職務の級）とする。

別表第2（第8条関係）

外 国 勤 務 職 員 の 職 務 の 級 の 区 分	法第12条第4項の規定による住居手当の号
1 級	5号
2 級	5号
3 級	4号
4 級	4号
5 級	2号

6 級	1号又は2号
7 級	1 号

備考 外国勤務職員の職務の級の区分の欄に掲げる職務の級は、条例別表第1の1行
政職給料表の適用を受ける職員が属する職務の級（他の給料表の適用を受ける職
員にあっては、その職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して別に定める職務の
級）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)